
(参考資料) 委員会資料等原本

被疑者・被告人等支援業務中央検討委員会
(都道府県単位で検討委員会を開催してください)

◆日時・参加者

日 時：令和3年●月●日（●）●：●～●：●（90分～120分を想定）

場 所：（オンライン、対面の別は問いません。各センターのご判断にて実施ください）

参加者：●●定着支援センター：

●●保護観察所

※参加機関はこれに限るという趣旨ではありません。連携しているところ、したいところに声をかけて下さい

<本日の打ち合わせ内容>

1. 自己紹介

2. 被疑者等支援業務の概要について

- ・令和3年4月1日より、センターの本来業務の一つとして開始。
- ・全国のセンターで順次開始されている。
- ・対象は、保護観察所において「更生緊急保護の重点実施」対象者に選定された被疑者・被告人のうち、センターが支援依頼を受けた者。
- ・身柄が釈放されるまでの間に、保護観察所が更生保護施設等の帰住調整を行い、センターは必要な福祉の手立ての調整を行う。
- ・支援の実施に係る手続きの方法や内容については、地域の実情に応じ適宜変更しても差し支えない。

3. 保護観察所における活動報告（期間：R3.4～R3.9）

- ① 検察からの「更生緊急保護の重点実施者」の相談件数
- ② 「被疑者等支援業」として定着へ依頼に至るまでの（想定）ルート（スキーム）

4. 定着支援センターにおける活動報告（期間：R3.4～R3.9）

- ① 「被疑者等支援業務」の実施状況
- ② 「相談支援業務（被疑者・被告人のみ）」の実施状況

5. ●●●●からのご意見

- ① 定着支援センターとの連携状況
- ② 定着支援センターへ期待すること
- ③ 「被疑者等支援業」に関して●●●●が期待すること

6. 協議事項

- ・●●●●県での円滑な「被疑者等支援業務」実施に向けた検討
 - ① 定着支援センターからの好取組共有と、それに対する参加機関の意見
 - ② 円滑な「被疑者等支援業務」実施に向けた課題と、今後期待すること

※定着と保護観察所の参加は必須です。その他、検察庁や弁護士会、都道府県の関連部署など、その他機関にも参加いただき、議論いただくことは歓迎します。また、5の進行はあくまで案なので、各地の実情に応じて適宜意見を交換（定着から関連機関への意見を出すことも含めて）していただければと思います。

被疑者・被告人等支援業務中央検討委員会
(都道府県単位で検討委員会を開催してください)

◆日時・参加者

日 時：令和3年●月●日（●）●：●～●：●（90分～120分を想定）

場 所：（オンライン、対面の別は問いません。各センターのご判断にて実施ください）

参加者：●●定着支援センター：

●●保護観察所

※参加機関はこれに限るという趣旨ではありません。連携しているところ、したいところに声をかけて下さい。

<本日の打ち合わせ内容>

1. 自己紹介

2. 被疑者等支援業務の概要について

- ・令和3年4月1日より、センターの本来業務の一つとして開始。
- ・全国のセンターで順次開始されている。
- ・対象は、保護観察所において「更生緊急保護の重点実施」対象者に選定された被疑者・被告人のうち、センターが支援依頼を受けた者。
- ・身柄が釈放されるまでの間に、保護観察所が更生保護施設等の帰住調整を行い、センターは必要な福祉の手立ての調整を行う。
- ・支援の実施に係る手続きの方法や内容については、地域の実情に応じ適宜変更しても差し支えない。

3. 保護観察所における活動報告（期間：R3.4～R3.9）

- ・検察からの「更生緊急保護の重点実施者」の相談件数

4. 定着支援センターにおける活動報告（期間：R3.4～R3.9）

- ・「相談支援業務（被疑者・被告人のみ）」の実施状況

5. ●●●●からのご意見

- ①定着支援センターとの連携状況
- ②定着支援センターへ期待すること
- ③「被疑者等支援業」に関して●●●●が期待すること

6. 協議事項

- ・●●●●県での円滑な「被疑者等支援業務」実施に向けた検討
①円滑な「被疑者等支援業務」実施に向けた課題と、今後期待すること

※定着と保護観察所の参加は必須です。その他、検察庁や弁護士会、都道府県の関連部署など、その他機関にも参加いただき、議論いただくことは歓迎します。また、5の進行はあくまで案なので、各地の実情に応じて適宜意見を交換（定着から関連機関への意見を出すことも含めて）していただければと思います。

◆確認（記録）事項

1. 保護観察所における「更生緊急保護の重点実施」の活動報告（期間：R3.4～R3.9）
 （実施の有無： 有 ・ 無 ）

依頼時での 起訴の有無	件 数	
	重点実施対象者	うち被疑者等支援対象者
起訴前		
起訴後		

2. 定着支援センターにおける「被疑者等支援業務」の活動報告（期間：R3.4～R3.9）
 （実施の有無： 有 ・ 無 ）

依頼時での 起訴の有無	依頼ルートの内訳	件数
起訴前	検察→保護観察所→定着支援センター	
	弁護士→定着支援センター（相談）→保護観察所→検察→定着支援センター	
	弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着支援センター	
	その他（具体的に）：	
起訴後	検察→保護観察所→定着支援センター	
	弁護士→定着支援センター（相談）→保護観察所→検察→定着支援センター	
	弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着支援センター	
	その他（具体的に）：	

3. 定着支援センターにおける「相談支援業務（被疑者・被告人のみ）」の活動報告（期間：R3.4～R3.9）

（実施の有無： 有 ・ 無 ）

依頼時での 起訴の有無	依頼者内訳	件数
起訴前	検察	
	弁護士	
	保護観察所	
	その他（上記以外の相談対応）：	
起訴後	検察	
	弁護士	
	保護観察所	
	その他（上記以外の相談対応）：	

4. ●●●●からのご意見

①定着支援センターとの連携状況

②定着支援センターへ期待すること

③今後の被疑者等支援業務の強化に向けて、●●●●が期待すること

5-1. ●●定着における入口支援の好取組

<好取組の例>

- ・被疑者等支援業務が円滑に進められている取組
- ・被疑者等支援業務の依頼は少ないが、ネットワーク会議（素地づくり）を弾力的に取り組んでいる取組
- ・地域の実情に応じた方法で事例があるセンターの取組
- ・被疑者等支援業務の依頼は少ないが、相談支援業務として入口支援の実績を重ねている取組 等

5-2. 上記好取組に関する参加機関からの意見

【保護観察所】

【●●●●】

6. ●●県における「被疑者等支援業務」の課題点と今後に期待すること

①課題点

--

②今後に期待すること

--

◆確認（記録）事項

1. 保護観察所における「更生緊急保護の重点実施」の活動報告（期間：R3.4～R3.9）

都道府県	依頼時 起訴の有無	件数	
		重点実施対象者	うち被疑者等支援対象者
	起訴前		
	起訴後		
	起訴前		
	起訴後		
	起訴前		
	起訴後		
	起訴前		
	起訴後		
	起訴前		
	起訴後		

2. 定着支援センターにおける「被疑者等支援業務」の活動報告（期間：R3.4～R3.9）

都道府県	実施の有無	依頼時 起訴の有無	依頼ルートの内訳	件数
	有 ・ 無	起訴前	検察→保護観察所→定着	
			弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	
			弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着	
			その他（具体的に）：	
	有 ・ 無	起訴後	検察→保護観察所→定着	
			弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	
			弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着	
			その他（具体的に）：	
	有 ・ 無	起訴前	検察→保護観察所→定着	
			弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	
			弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着	
			その他（具体的に）：	
	有 ・ 無	起訴後	検察→保護観察所→定着	
			弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	
			弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着	
			その他（具体的に）：	

※次ページに続きます→

都道府県	実施の有無	依頼時 起訴の有無	依頼ルートの内訳	件数
	有 ・ 無	起訴前	検察→保護観察所→定着	
			弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	
			弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着	
			その他（具体的に）：	
		起訴後	検察→保護観察所→定着	
			弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	
			弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着	
			その他（具体的に）：	
	有 ・ 無	起訴前	検察→保護観察所→定着	
			弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	
			弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着	
			その他（具体的に）：	
		起訴後	検察→保護観察所→定着	
			弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	
			弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着	
			その他（具体的に）：	
	有 ・ 無	起訴前	検察→保護観察所→定着	
			弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	
			弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着	
			その他（具体的に）：	
		起訴後	検察→保護観察所→定着	
			弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	
			弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着	
			その他（具体的に）：	
	有 ・ 無	起訴前	検察→保護観察所→定着	
			弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	
			弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着	
			その他（具体的に）：	
		起訴後	検察→保護観察所→定着	
			弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	
			弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着	
			その他（具体的に）：	

3. 定着支援センターにおける「相談支援業務（被疑者・被告人のみ）」の活動報告（期間：R3.4～R3.9）

都道府県	実施の有無	依頼時での 起訴の有無	依頼者内訳	件数
	有 ・ 無	起訴前	検察 ----- 弁護士 ----- 保護観察所 ----- その他（上記以外の相談対応）：	
	有 ・ 無	起訴後	検察 ----- 弁護士 ----- 保護観察所 ----- その他（上記以外の相談対応）：	
	有 ・ 無	起訴前	検察 ----- 弁護士 ----- 保護観察所 ----- その他（上記以外の相談対応）：	
	有 ・ 無	起訴前	検察 ----- 弁護士 ----- 保護観察所 ----- その他（上記以外の相談対応）：	
	有 ・ 無	起訴後	検察 ----- 弁護士 ----- 保護観察所 ----- その他（上記以外の相談対応）：	
	有 ・ 無	起訴前	検察 ----- 弁護士 ----- 保護観察所 ----- その他（上記以外の相談対応）：	

4. 関係機関からのご意見

①定着支援センターとの連携状況

都道府県	機関名	連携状況

②定着支援センターへ期待すること

都道府県	機関名	定着支援センターへ期待すること

③今後の被疑者等支援業務の強化に向けて期待すること

都道府県	機関名	被疑者等支援業務の強化に向けて期待すること

5-1. ●●定着における入口支援の好取組

都道府県	好取組

5-2. 上記好取組に関する参加機関からの意見

都道府県	好事例に対する意見
	<保護観察所> <●●●●>
	<保護観察所> <●●●●>
	<保護観察所> <●●●●>
	<保護観察所> <●●●●>

	<保護観察所> <●●●●>
	<保護観察所> <●●●●>

6. ●●県における「被疑者等支援業務」の課題点と今後に期待すること

①課題点

都道府県	課題点

②今後に期待すること

都道府県	今後に期待すること

※ブロック内の都道府県の数や、各都道府県における参加機関数に応じて枠を増やしていただいて差し支えありません。

厚生労働省 令和3年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「罪を犯した障害者・高齢者等の地域生活における支援ネットワークの強化と支援の効率化に
向けた、多機関連携による伴走的な支援体制の構築に関する調査研究事業」

被疑者・被告人等支援中央検討委員会 報告書

編集・発行 一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会
代表理事 高原 伸幸
〒854-0001 長崎県諫早市福田町 357-1
TEL : 0957-23-1332
FAX : 0957-24-1330
URL: <http://zenteikyo.org/>

発行日 令和4年3月31日

